

診療情報の提供および開示に関する規定

1. 目的

診療情報の提供および開示は、医療提供者の重要な責務である。診療情報を積極的に患者に提供し、より質の高い開かれた医療を目指すことを本規定の目的とする。

2. 診療情報の提供と開示

診療情報の提供とは、診療の経過において診療記録・検査記録等を提示する等して、患者に説明することをいう。診療情報の提供は、臨床の現場において医師と患者の信頼関係において行われるものである。

診療情報の開示とは、患者本人または代理人等からの請求に基づいて、診療情報を閲覧あるいは謄写させることをいう。

3. 提供及び開示する診療情報の範囲

提供する診療情報の範囲については、診療記録（医師の記載部分）、看護記録、処方箋、検査記録、検査結果報告書及びエックス線写真等、患者の診療を目的として医療従事者が作成した記録（以下「診療所記録」という）とする。ただし、他の医療機関の医師からの紹介状等、第三者が作成した又は、第三者から得た情報及び診療に伴う教育・研究に関する情報については、提供あるいは開示する診療情報の範囲に含まないものとする。

4. 診療情報を提供及び開示する対象者

診療情報の提供及び開示は、患者本人からの請求に基づいて、患者本人への提供あるいは開示を原則とする。ただし、次の場合は患者本人であっても提供あるいは開示しないことがある。

- (1) 患者が合理的判断ができない状態にある場合
- (2) 患者への診療情報の提供が、当該医療機関の医療従事者を除く第三者の不利益になると考えられる場合
- (3) 医学的見地から診療情報の提供あるいは開示することが患者の不利益になると考えられる場合
- (4) 前三号のほか、診療情報の提供あるいは開示を不相当とする相当の事由が存する場合

5. 診療情報の開示の方法

(1) 診療情報の開示を受けようとする者は、別に規定する診療情報開示請求書（請求する者の住所、氏名（自署及び押印）、生年月日、診療情報の種類、対象とする期間等、提供を受けたい部分を特定する事項及び請求する理由を記載した書面）により病院長に請求するものとする。ただし、請求する理由が記載されていなくても、診療情報の開示を行うものとする。

(2) 診療情報の開示を請求できる者は、原則として次の通りとする。

- a. 患者が成人で、合理的判断ができる場合は患者本人
- b. 患者が成人で、合理的判断ができない場合は、法定代理人、又は現実に患者の世話を行っている親族、又はそれに準じる縁故者
- c. 患者が未成年で、合理的判断が出来ない状態にある場合は、法定代理人
- d. 患者が未成年で、合理的判断ができる場合には、患者本人と法定代理人が連盟で請求することを原則とするが、満15才以上の未成年については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認める。後者の場合は、連名で請求できない理由を記載の上、請求する。

(3) 請求の際には請求者が上記事項に定める者に適していることを証明するものとし、慎重にこれを確認した上で請求書を受理する。

(4) 請求書を受理した病院長は、開示する診療情報の範囲及び診療情報を開示する対象者が適正等について確認した上、当該患者に関する診療情報を開示することについて差し支えがあるかどうかを、当該患者に関する診療科等に照会する等検討し、その結果を速やかに請求者に通知するものとする。

(5) 診療情報の開示は閲覧又は謄写によることを原則とする。閲覧には情報システムのモニター等の閲覧も含む。

(6) 開示する診療諸記録の閲覧、又は謄写は、病院が指定する場所において行い、患者からの求めがあれば、医師はその記載内容について説明するものとする。

ただし、診療諸記録原本の持ち出しは禁止する。

(7) 個人情報保護の観点から、診療情報の開示を受ける者に対し、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。個人情報保護法及びその他の規範を遵守することが必要である。

6. 診療情報の提供及び開示に必要な費用

診療諸記録の閲覧及び謄写等に要する費用については、その代金の実費を請求者が負担するものとする。

附則

この規定は、平成29年6月1日から施行する